

事務所通信

令和5年5月号

よしかわ税理士事務所

税理士・ファイナンシャルプランナー 吉川 るみ子

〒604-8123 京都市中京区堺町通

四条上る八百屋町 555 番地 303

TEL: 075-366-5944

E-mail: mail@yoshikawa-zei.com

【今月の一言】

以前にも触れましたが、経営者保証に関する取扱いが見直されました。背景には、すすまない事業承継の問題があります。現在、日本の中小企業の社長の平均年齢が60歳。事業承継がすすまない理由の一つに挙げられているのがこの「経営者保証」です。

過去よりお借入れをされている社長様は「経営者が保証人となるのは当然なのではないか？」と考える方もいらっしゃるほど、金融機関融資では広く浸透している慣習でした。

が、相続の例を考えてみましょう。例えば経営者が会社の融資の保証人であるまま、万が一のことがあった場合。相続放棄をしない限り保証人としての地位は相続人に相続されます。社長様が慣れてしまっている保証人という立場は思う以上に次の世代への負担となるのです。

今回の経営者保証に関するガイドラインの変更により、保全ありきだった金融機関融資が事業性評価に大きく舵を切る必要性に迫られる変更です。

この先、融資を受けられるとき、若しくは借換をするとき、金融機関から、保証人となることを求められれば、しっかりとその理由を確認してください。必要が認められない場合は、保証人はずしてもらおう交渉をしていきましょう。

経営者保証が変わる？

Q	この4月から、融資のときに銀行から求められていた経営者保証の取扱いが変わると聞きました。どういった内容なんですか？
A	2023年4月から、経営者保証を求める際は、金融機関から融資申請者等にその理由等を具体的に説明するよう、金融庁の監督強化がされました。

1. 2023年4月から始まった経営者保証に関する監督強化

金融機関が融資をする際に経営者等と結ぶことがある保証契約（経営者保証）の取扱いが2023年4月より変更されました。内容としては、金融機関は保証契約の必要性等につい

て、融資先と保証人である経営者等に対して、具体的な説明をすることを求められることとなりました。具体的な説明をすべきとされた事項は以下の2点です。

- (1) どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか
- (2) どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか

また、金融機関は説明した内容を記録するとともに、その件数を金融庁に報告することが求められるようになりました。

2. 監督強化に対する金融機関側の対応

今回の監督強化に併せて、金融庁より各金融機関に対し、経営者保証に対する考え方や取組方針を対外公表するよう要請がされました。

今後は、各金融機関のオフィシャルホームページなどで、経営者保証に対する考え方、取組方針が公表されていくこととなります。

現時点で確認できる具体例としては、八十二銀行が下記の通り、公表をしております。



金融機関コード:0143

English よくあるご質問 お問い合わせ・ご相談

サ

[八十二銀行 ホーム](#) > [八十二銀行について](#) > [コーポレートガバナンス・コンプライアンス](#) > [コンプライアンス](#) > [金融取引に関わる方針](#)
> [八十二銀行の経営者保証等に関する取組方針](#)

八十二銀行の経営者保証等に関する取組方針

1. 経営者保証に関する取組方針

「当行は、法人のお客さま向けのご融資に際し、原則として経営者保証はいたしません」

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、保証のご提供をお願いする場合がございます。

- ① 財務状況、経営状況などの情報開示がいただけない場合
- ② 経営者に対し多額の貸付金があるなど、経営会社と経営者の一体性が認められる場合
- ③ 経常赤字が連続している、または直近決算が債務超過の場合
- ④ 信用保証協会付融資など別に定めがあるご融資をご利用いただく場合

上記に該当し保証をお願いする場合にも、以下の内容を具体的かつ丁寧に説明し、保証の変更・解除に必要な財務基盤の強化や経営の透明性確保のためのお取組を積極的にご支援いたします。

- ◆ 「どの部分が十分でないために保証契約が必要になるのか」
- ◆ 「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか」

出典：八十二銀行ホームページ 八十二銀行の経営者保証に関する取組方針

https://www.82bank.co.jp/law/keieisya_hosyo.html

3. 融資申請をする側の探るべき対応

今後、融資申請の際に金融機関から保証契約を求められた場合は、なぜ保証契約が必要なのか？どうすれば保証契約の変更・解除が可能なのか？をぜひ尋ねてみてください。

いままでよりも具体的な回答を得られるはずです。

もし、具体的な回答がもらえなかったときは、金融庁の専用相談窓口（経営者保証ホットライン）がございますので、そちらにご相談ください。

【参考】 経営者保証ホットライン

0570-067755

受付時間 平日 10時～17時

4. まとめ

（1）2023年4月から、経営者保証について金融庁の監督強化がされました。

（2）金融機関は経営者保証を求める場合、融資申請者等にその理由等を説明しなければならなくなりました。

（3）金融庁から各金融機関に対し、経営者保証に対する考え方や取組方針を対外公表するよう要請がされました。

（4）具体的な回答が得られない場合の相談窓口が設けられました。